

議案第26号

上越市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

上越市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月28日提出

上越市長 村山秀幸

上越市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

上越市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年上越市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「2万5,000円」を「3万7,500円」に改める。

第6条第1項中「2万5,000円」を「1万2,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年5月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第4条及び第6条の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。